

利用上の参考事項

1. 統計資料について

この月報は「薬事工業生産動態統計調査規則」（昭和 27 年厚生省令第 10 号）によって行われた薬事工業生産動態統計調査（統計法に基づく基幹統計調査）の公表です。

2. 調査の目的および範囲

この調査は、医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器の生産（輸入）の実態を明らかにすることを目的とし、その客体範囲は薬事法の規定により、医薬品、医薬部外品、又は医療機器の製造販売業の許可を受けて製造販売する事務所及び医薬品、医薬部外品、又は医療機器の製造業の許可を受けて製造する製造所です。ただし、次の業種に属する事業所は調査範囲から除外します。

- (1) 薬局開設者が当該薬局の設備及び器具をもって行う医薬品の製造業
- (2) コンドーム及び視力補正用レンズの製造業であって小分けのみを行うもの
- (3) 脱脂綿又はガーゼの製造業であって小分けのみを行うもの及び生理処理用品（脱脂綿のみからなるものを除く。）の製造販売業又は製造業であって小分けのみの製造又は輸入を行うもの

3. 用語説明

生産金額——各製造所において調査月間に製造された最終製品（衛生材料の脱脂綿及びガーゼにあっては大判製品）の生産金額です。この金額は生産数量を事業所販売価格で評価した価格に消費税を加えた価格です。

生産数量——各製造所において調査月間に製造された最終製品（衛生材料の脱脂綿およびガーゼにあっては大判製品）の生産数量です。この場合において国家検定品はその合格数量をもって生産数量としています。

出荷金額——調査月間において自製造所（自製造所で管理している倉庫を含む）以外の他の場所へのお荷（販売によるお荷、同一企業体内の他の製造所、営業所、他の場所にある倉庫へのお荷等）がなされた金額です。この金額は生産金額の評価方法に準じ評価した金額です。

月末在庫金額——調査月の月末現在で自製造所（自製造所で管理している倉庫を含む）内にある自製造所製品の在庫金額です。この金額は生産金額の評価方法に準じ評価してあります。

製造所数（製造販売事務所数）——調査月間において最終製品（衛生材料の脱脂綿およびガーゼにあっては大判製品）の生産（輸入）、お荷又は月末在庫に異動があった製造所（製造販売事務所）の数です。

医療用医薬品——医師もしくは歯科医師によって使用され、またはこれらの者の処方せんもしくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品です。

その他の医薬品 医療用医薬品以外の医薬品です。

一般用医薬品——その他の医薬品のうち配置用家庭薬以外の医薬品です。

配置用家庭薬——その他の医薬品のうち主として配置用家庭薬に用いることを目的として供給される医薬品です。

輸 入 ※——主として輸入された医薬品（原末、原液及び製剤原料を含む。）から製造され

た医薬品です。

輸入品☆——最終製品として輸入された医薬品、衛生材料、医療機器及び医薬部外品並びに製剤で輸入され、国内で小分け製造された医薬品及び医薬部外品です。

委託製造——製造販売事務所が、委受託工程が製造工程のすべて又は一部にかかわらず最終製品となる製造工程を他社の製造所に委託することです。ただし、当該調査においては、包装、表示又は保管のみを行うものは除きます。

受 託——製造所が、委受託工程が製造工程のすべて又は一部にかかわらず最終製品となる製造工程を他社の製造販売事務所から受託することです。ただし、当該調査においては、包装、表示又は保管のみを行うものは除きます。

常用従業者——調査月の月末現在において、実際に医薬品の生産（輸入）、管理、その他の業務に常時従事する従業者です。たとえ、重役、理事者であっても医薬品製造（輸入）に関係ある一定の職務に従事する者は常用従業者となります。

臨時従業者——1箇月以内の期限を限って雇用される者および日々雇用される者です。

特掲医薬部外品——最終製品のうち、生産金額が多いもの、又は頻用されているもの等について、品目ごとに生産（輸入）金額及び生産（輸入）数量を把握するため選定された品目です。

自家消費——各製造所で製造されたもののうち、調査月にその製造所において消費したものの金額および数量です。

大判製品——原綿または原反等から製造されたものであって、精錬漂白、乾燥作業等をなし、小分け包装を施し得る状態にあるものです。

4. 地域別

北海道——北海道

東北——青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東越静——茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡

東海北陸——富山、石川、岐阜、愛知、三重

近畿——福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国——鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国——徳島、香川、愛媛、高知

九州——福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

5. 表章記号

——単位未満のものまたは実績のないものです。

…——剤型または規格が異なるため集計ができないものです。

・——その事象の出現が本質的にあり得ないものです。

6. その他

(1) この月報に掲載された統計を他に転載する場合には必ず「薬事工業生産動態統計月報」によるものであることを明記して下さい。

(2) この月報について質問事項のある場合には、厚生労働省医政局経済課調査統計係「電話 03 (5253) 1111 (代表) 内線 2532」あて連絡願います。